

# 青森県報

第四千四百二十八号

平成三十年  
三月二十三日  
(金曜日)

## 目次

### 告 示

- 生活保護法による医療機関の指定……………(健康福祉課) ……一
- 生活保護法による指定医療機関の廃止の届出……………(同) ……一
- 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による医療機関の指定……………(同) ……二
- 難病の患者に対する医療等に関する法律による指定医療機関の指定の辞退……………(保健衛生課) ……二
- 難病の患者に対する医療等に関する法律による医療機関の指定……………(同) ……二
- 難病の患者に対する医療等に関する法律による指定医療機関の所在地の変更の届出……………(同) ……三
- 難病の患者に対する医療等に関する法律による指定医の氏名、主として指定難病の診断を行う医療機関の名称及び所在地並びに担当する診療科名の変更の届出……………(同) ……三
- 特定行為業務の登録……………(高齢福祉保険課) ……四
- 青森県福祉のまちづくり条例による適合証の交付の公表……………(障害福祉課) ……四
- 大規模小売店舗の新設に関する届出……………(商工政策課) ……四
- 建設業者の許可の取消し……………(中南地域県民局) ……六

### 公 告

### 出先機関

- 土地改良区の定款変更の認可……………(中南地域県民局) ……六
- 土地改良事業計画変更の認可……………(同) ……六
- 土地改良事業の工事の完了……………(三八地域県民局) ……六
- 土地改良区の役員の退任……………(上北地域県民局) ……六

### 告 示

青森県告示第二百二十六号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の三第一号の規定により告示する。

平成三十年三月二十三日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
たむら内科クリニック	弘前市大字清水一丁目九の八	平成三〇・三・九
レモンバーム薬局	弘前市大字清水一丁目九の八	三〇・三・一
ひかり調剤薬局	弘前市大字品川町二四の一	〃
ちびき調剤センター	上北郡東北町字板橋山一の三〇	〃
あおいもり薬局	上北郡おいらせ町住吉四丁目五〇の二一〇	〃

青森県告示第二百二十七号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二の規定により、次の指定医療機関から廃止した旨の届出があったので、同法第五十五条の三第二号の規定に

より告示する。

平成三十年三月二十三日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	所 在 地	廃止年月日
羽田皮ふ科 大手門歯科 サン調剤薬局三沢店 平田歯科診療所 成田歯科医院	弘前市大字品川町一の一五 弘前市大字元大工町五〇の五 三沢市大字三沢字堀口二三九の三 つがる市木造増田二二の一五 二 南津軽郡大鰐町大字大鰐字大鰐八一の	平成三〇・一・三一 三〇・一・三一 三〇・一・三一 二九・三・三一 〃

青森県告示第二百二十八号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号。以下「例」による生活保護法」という。）第四十九条の規定により、医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定したので、例による生活保護法第五十五条の三第一号の規定により告示する。

平成三十年三月二十三日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	所 在 地	指定年月日
ひかり調剤薬局 ちびき調剤センター あおいもり薬局	弘前市大字品川町二四の一 上北郡東北町字板橋山一の一〇 上北郡おいらせ町住吉四丁目五〇の二一 一〇	平成三〇・三・一 〃 〃

青森県告示第二百二十九号

難病の患者に対する医療等に関する法律（平成二十六年法律第五十号）第二十条の規定により、次の指定医療機関がその指定を辞退したので、同法第二十四条第三号の規定により公示する。

平成三十年三月二十三日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	所 在 地	指定辞退年月日
株式会社ひかり調剤薬局 ワカバ薬局 ちびき薬剤センター あおいもり薬局	弘前市大字品川町二四の一 八戸市大字上徒士町三の六 上北郡東北町字板橋山一の一〇 上北郡おいらせ町住吉四丁目五〇の二一 一〇	平成三〇・二・二六 〃 〃 〃

青森県告示第二百三十号

難病の患者に対する医療等に関する法律（平成二十六年法律第五十号）第五条第一項の規定により、医療機関を次のとおり指定したので、同法第二十四条第一号の規定により公示する。

平成三十年三月二十三日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	所 在 地	指定年月日
西口内科	八戸市大字尻内町字内田一の一	平成三〇・二・二五

あおいもり薬局	ちびき薬剤センター	ワカバ薬局	レモンバーム薬局	ひかり調剤薬局
上北郡おいらせ町住吉四丁目五〇の二一〇	上北郡東北町字板橋山一の三〇	八戸市大字上徒士町三の六	弘前市大字清水一丁目九の八	弘前市大字品川町二四の一
〃	〃	〃	〃	三〇・三・一

青森県告示第百三十一号

難病の患者に対する医療等に関する法律（平成二十六年法律第五十号）第十九条の規定により、次のとおり指定医療機関から所在地を変更した旨の届出があったので、同法第二十四条第二号の規定により公示する。

平成三十年三月二十三日

青森県知事 三 村 申 吾

変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	区分
八戸市田向三丁目二の一五	八戸市大字田向字毘沙門前三の九	八戸市田向二丁目一の一	八戸市大字田向字間ノ田六四	八戸市田向三丁目二の一八	八戸市大字田向字毘沙門前三の一	名称
〃	〃	〃	〃	平成三〇・二・一〇	〃	所在地
〃	〃	〃	〃	〃	〃	変更年月日

変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前
八戸市田向二丁目七の七	八戸市大字田向字間ノ田一五の一	八戸市田向三丁目二の一九	八戸市大字田向字毘沙門前一〇の五	八戸市田向二丁目五の二六	八戸市大字田向字野塚二の五	八戸市田向四丁目一三の一〇	八戸市大字田向字デントウ平一〇の一	八戸市田向五丁目二一の二四	八戸市大字田向字冷水二二の二
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃

青森県告示第百三十二号

難病の患者に対する医療等に関する法律施行規則（平成二十六年厚生労働省令第百二十一号）第十九条の規定により、次のとおり指定医から氏名、主として指定難病の診断を行う医療機関の名称及び所在地並びに担当する診療科名を変更した旨の届出があったので、同法第二十一条第二号の規定により公表する。

平成三十年三月二十三日

青森県知事 三 村 申 吾

区分	指定医の区分	氏名	名称	所在地	担当する診療科名	変更年月日
			主として指定難病の診断を行う医療機関			

変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前
難病指定医		難病指定医		難病指定医	
相楽 千尋	萩原 千尋	小俣 高宏		佐藤 秀平	
弘前大学医学部附属病院		西口内科	国民健康保険 陸奥市立中央病院	エルム女性クリニック	独立行政法人労働者健康安全機構
弘前市大字本町五三		八戸市大字尻内町字内田一	三戸郡南部町大字久井字白山八七の一	五所川原市中央四丁目九三	八戸市大字白銀町字南ヶ丘一
皮膚科		内科、外科	内科	産科、婦人科	産婦人科
三〇・二・三三		三〇・一・一		平成二六・五・一	

青森県告示第二百三十三号

社会福祉士及び介護福祉士法（昭和六十二年法律第三十号）附則第二十条第一項の規定により、次のとおり特定行為業務の登録をしたので、同条第二項において準用する同法第四十八条の八第一号の規定により公示する。

平成三十年三月二十三日

青森県知事 三 村 申 吾

〇二〇〇一 三三	登録番号	〇二〇〇一 平成 三〇・三・二四	登録年月日	社会福祉法人みやぎ会	氏名又は名称	八山字八戸市大 一八八太郎木 〇の郎	住所	介護老人保健施設 とわだ	事業名称	十和田市 大字洞内 〇の長田六	所在地	平成 三〇・五・一	業務開始年月日	介護老人保健施設	備考
-------------	------	------------------------	-------	------------	--------	--------------------------	----	-----------------	------	-----------------------	-----	--------------	---------	----------	----

公 告

青森県福祉のまちづくり条例による適合証の交付の公表

青森県福祉のまちづくり条例（平成十年十月青森県条例第四十六号）第十三条第二項の規定により、次のとおり適合証を交付したので、同条第三項の規定により公表する。

平成三十年三月二十三日

青森県知事 三 村 申 吾

適合証交付に係る公共的施設の名称	所 在 地	種 類	交付年月日
生活協同組合コープあおもり西弘店	弘前市大字中野一丁目一三の二の二、一三の二四	物品販売業を営む店舗	平成三〇・三・二四

大規模小売店舗の新設に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定による大規模小売店舗の新設に関する届出があったので、同条第三項の規定により次のとおり公示する。

平成三十年三月二十三日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

〇二〇〇一 三三	〃	社会福祉法人みやぎ会	八山字八戸市大 一八八太郎木 〇の郎	介護老人保健施設 とわだ	〇字大和 の長字洞 六田内市	〃	短期入所 療養介護
-------------	---	------------	--------------------------	-----------------	----------------------	---	--------------

(仮称) 桜川商業施設

青森市桜川七丁目六四九の一外

- 二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
大和リース株式会社

大阪府大阪市中央区農人橋二丁目一の三六  
代表取締役 森田俊作

- 三 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

- 1 青森県民生活協同組合  
青森市浜館三丁目七の七  
理事長 平野了三

- 2 株式会社ツルハ

北海道札幌市東区北二十四条東二〇丁目一の二一

代表取締役 鶴羽順

- 四 大規模小売店舗の新設をする日  
平成三十年十月二十三日

- 五 大規模小売店舗内の店舗面積の合計  
二、〇三四・九三平方メートル

- 六 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

- 1 駐車場の位置及び収容台数

八〇台 (位置は、届出書添付図面のとおり)

- 2 駐輪場の位置及び収容台数

四〇台 (位置は、届出書添付図面のとおり)

- 3 荷さばき施設の位置及び面積

六〇・三三平方メートル (位置は、届出書添付図面のとおり)

- 4 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

四二・一七立方メートル (位置は、届出書添付図面のとおり)

- 七 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

- 1 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(一) 青森県民生活協同組合

開店時刻 午前七時 閉店時刻 午後十一時

(二) 株式会社ツルハ

開店時刻 午前九時 閉店時刻 午後十時

- 2 来客が駐車場を利用することができる時間帯  
午前六時三十分から午後十一時十五分まで

三か所 (位置は、届出書添付図面のとおり)

- 3 駐車の自動車の出入口の数及び位置

- 4 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯  
午前六時から午後九時まで

届出年月日  
平成三十年二月二十二日

- 八 届出書及び添付書類の縦覧

平成三十年三月二十三日から同年七月二十三日まで

- 九 場 所

1 場 所

青森県商工労働部商工政策課及び青森市役所

- 2 期 間

平成三十年三月二十三日から同年七月二十三日まで

- 3 時 間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、青森市役所にあつては、その執務時間内とする。

- 十 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

- 1 提出期限

平成三十年七月二十三日

- 2 提出先

青森県商工労働部商工政策課

- 3 記載事項

(一) 意見書の提出者の氏名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名) 及び住所

(二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称

(三) 意見及びその理由

- 4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成三十年三月二十三日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 スカイ塗装
- 二 氏名 阿部 壘
- 三 主たる営業所の所在地 弘前市大字松原西一丁目三の一一
- 四 許可番号 青森県知事許可（般―二九）第二〇〇七〇八号
- 五 取消年月日 平成三十年三月五日
- 六 取消しに係る建設業の許可  
塗装工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実  
平成二十九年九月一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

出 先 機 関

土地改良区の定款変更の認可

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第三十条第二項の規定により、青女子堰土地改良区の定款の変更を平成三十年三月十四日認可したので、同条第三項の規定により公告する。

平成三十年三月二十三日

中南地域県民局長 柏 木 司

土地改良事業計画変更の認可

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第四十八条第一項の規定により、青

女子堰土地改良区に係る次の土地改良事業の計画の変更を平成三十年三月十四日認可したので、同条第十一項の規定により公告する。

平成三十年三月二十三日

中南地域県民局長 柏 木 司

事業名 維持管理

土地改良事業の工事の完了

原・飯豊地区の県営土地改良事業の工事が次のとおり完了したので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第百十三条の三第三項の規定により公告する。

平成三十年三月二十三日

三八地域県民局長 津 島 正 春

一 県営土地改良事業の名称

経営体育成基盤整備事業（面的集積型）（区画整理）

二 工事完了年月日

平成二十九年七月二十五日

土地改良区の役員の退任

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十六項の規定により、下砂土路土地改良区から、次のとおり役員の退任の届出があったので、同条第十七項の規定により公告する。

平成三十年三月二十三日

上北地域県民局長 櫻 庭 憲 司

役員 の 区 別	氏 名	住 所	退任の年月日
監 事	沼尾美津雄	上北郡東北町大字大浦字沼端二一の一	平成三〇・二・二六

（発行者・発行人） 青森市長 島一丁目一番一号 青 森 県	（印刷所・販売人） 青森市第二問屋町三丁目一番七七号 東奥印刷株式会社	毎週月・水・金曜日発行 定価小口一枚二付十五円四十四銭
-------------------------------------	---	--------------------------------